

高知県水道ビジョン推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 高知県水道ビジョンの推進に当たり、本ビジョンの実現方策の進捗状況や目標の達成状況、県内水道を取り巻く環境の変化等を踏まえ、ビジョンの推進を図るフォローアップを実施するため、「高知県水道ビジョン推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、高知県水道ビジョンに係る次の事項について審議する。

- (1) 実現方策の推進に向けたスケジュールに関すること。
- (2) 実現方策の推進に向けた進捗確認に関すること。
- (3) 実現方策の推進に向けた課題の確認・共有に関すること。
- (4) その他、水道ビジョン推進に関する必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者によって組織する。

- 2 水道行政に関する知識・経験を有する者その他適当と認める者を委員として知事が委嘱する。
- 3 委員長が必要と認めた者をオブザーバーとして意見を求めることができる。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員が委員会の会議に出席できない場合には、当該委員が推薦する者を代理人として出席させることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高知県土木部公園上下水道課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、令和2年10月21日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年10月31日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年9月26日から施行する。

別表 構成員

	所属名	役職名	氏名
委員	高知大学 農林海洋科学部 農林資源環境科学科 生産環境管理學領域 水環境工学研究室	教授	井原 賢
//	-	(前) 一般社団法人日本水道工業団体連合会専務理事	宮崎 正信
//	コスモ工機 株式会社	顧問	片山 隆文
//	公益社団法人 日本水道協会	大阪支所長	山野 一弥

市町村名	所属名	職名
高知市	上下水道局	次長
室戸市	水道局	局長
安芸市	上下水道課	課長
南国市	上下水道局	局長
土佐市	水道局	業務課長
須崎市	上下水道課	課長
宿毛市	水道課	課長
土佐清水市	水道課	課長
四万十市	上下水道課	課長
香南市	上下水道課	課長
香美市	上下水道局	局長
東洋町	産業建設課	課長
奈半利町	地域振興課	課長
田野町	産業建設課	課長
安田町	経済建設課	課長
北川村	経済建設課	課長
馬路村	建設課	課長
芸西村	土木環境課	課長
本山町	建設課	課長
大豊町	住民生活課	課長
土佐町	建設課	課長
いの町	上下水道課	課長
仁淀川町	建設課	課長
中土佐町	町民環境課	課長
佐川町	建設課	課長
越知町	環境水道課	課長
檮原町	環境整備課	課長
日高村	建設課	課長
津野町	建設課	課長
四万十町	環境水道課	課長
大月町	建設環境課	課長
三原村	農林業建設課	課長
黒潮町	建設課	課長